

豊川市監査公表第11号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月30日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	星川博文

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

産業環境部 農務課

2 監査の範囲

令和6年4月1日～令和7年11月6日

3 監査の実施期間

令和7年7月31日～令和7年11月6日

4 監査の方法

監査対象部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

エ 公金の取扱事務について

オ 組織に関する事務について

カ 人事に関する事務について

キ 庶務に関する事務について

5 監査の実施場所

豊川市役所監査委員室

6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、軽微な注意事項については、口頭で指導を行ったので記述は省略した。

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。